

社会福祉法人 八女福祉会
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人八女福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤の役員及び評議員とは、常勤の理事以外の者をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命をうけて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬の額の決定)

第5条 評議員に対する報酬は、評議員会において定める、別表2の額とする。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事の報酬は、別表2により支給する。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給の方法)

第7条 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員等への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金支給する。

(出張旅費)

第8条 別途、旅費規程による。

(適用範囲)

第9条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第 10 条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日に遡り、施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

(所得税込)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 11,137 円	4,500 円
評議員会出席報酬等	日額 11,137 円	4,500 円

別表 2 (第 4 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	日額 11,137 円	4,500 円
理事及び評議員 業務報酬等	日額 11,137 円	4,500 円
監事報酬等	日額 11,137 円	4,500 円

※所得税控除後 日額報酬 10,000 円